

GRAVIS FOOTBALL CLUB 会員規約

●第1条：目的・基本理念

当クラブでは、サッカー及びフットサルの活動を通して、小中学生の健全な心身育成を図り、一人一人とスポーツの喜びや楽しさを共有し、子ども達の夢を育て、地域社会のスポーツ振興に寄与する事を目的とする。

●第2条：名称・カテゴリー

当クラブの正式名称を『GRAVIS FOOTBALL CLUB（グラビスフットボールクラブ）』（以下、本クラブと呼ぶ）とし、略称を『GRAVIS FC』とする。

本クラブの各カテゴリーのクラス名称は下記の通りとする。

- ジュニアユース・・・中学1年生～中学3年生のチーム(以下、Jr.Yと呼ぶ)
- ジュニア・・・小学1年生～小学6年生のチーム(以下、Jrと呼ぶ)
- 高学年クラス・・・小学3年生～小学6年生のスクールクラス
- 低学年クラス・・・年少～小学2年生のスクールクラス
- ミドルクラス・・・小学3年生～小学6年生年生のスクールクラス(エンジョイ志向)

当クラブの事務手続きなどの業務を行う部署を『GRAVIS FOOTBALL CLUB 事務局』（以下、事務局と呼ぶ）とする。

●第3条：運営団体・役員・チームスタッフ

本クラブの運営団体、役員及びコーチングスタッフ任命及び任期は次の通りとする。

運営団体

一般社団法人 GRIZE（グライズ）

代表者

林 晃佑（はやし こうすけ）

役員

役員及び事務局スタッフの任命は役員協議の上決定するが、任期は特に定めない。

スタッフ

スタッフの任命は役員及び事務局スタッフ、任期中にあるコーチングスタッフが協議の上で決定する。スタッフの任期は本人のやむを得ない事情により退任する場合、又は解雇する場合を除いて毎年継続されるものとする。

●第4条：期間

本クラブの活動期間は毎年4月1日より3月31日までを年度の区切りとする。

●第5条：入会資格

各クラスの入会には以下の条件を全て満たしていなければならない。又、入会後であっても条件を満たさない何らかの事象が認められた場合は、規約第17条：処分の対象とする。

以下の条件を備えている者で、本クラブのスタッフが承認した者とする。

- ①年中、年長および小学校、中学校に在籍している小学1年生～中学3年生の男女。居住地・国籍・性別は問わない。
- ②本クラブが定める規約を厳守し、趣旨を理解し、賛同している事。
- ③スポーツを行うのに適した健康状態である事。
- ④サッカーが好きで、本クラブの活動に一生懸命取り組める事。
- ⑤本クラブの活動に会員保護者が賛同し、協力が得られる事。

●第6条：入会手続き

入会希望者は本クラブが定める『入会手続き』を行わなければならない。入会手続きは本クラブからの案内に従い、及び所定の会費を事務局へ納入する事で完了し、正式な会員（以下、会員と呼ぶ）となる。費用の詳細は各年度の案内を参照の事。

●第7条：会費・費用

以下の費用は個人負担となる。本クラブで徴収する費用は、指示された方法で指定された期日までに速やかに納入する事。もし故意に滞納した場合は、規約第9条：費用の滞納、に基づき、会員を規約第17条：処分の対象とする。

《個人負担費用》

- ①年会費・月会費・各種参加費・行事などの練習にかかる費用
- ②ボール・シューズ・ウェア・個人持ちビブスなどの個人使用の用具の購入費など
- ③スタッフが必要と判断した費用
- ④スポーツ保険費用

なお、年会費については、兄弟割引(2人目以降無料)を適用とする。

●第8条：費用の不返還

いかなる場合であっても一旦、事務局へ納入された費用は返還しない（但し、入会不許可となった場合を除く）。会員及び会員保護者は入会手続きが完了した時点で規約に記載している費用の返還請求を行わない事に同意したものとして、以降の費用納入についてのクレームなどは一切受け付けない。

●第9条：費用の滞納

会員が納入しなければならない費用を3ヶ月以上滞納した場合、本クラブは会員に対する指導やサービスを停止又は除名を含む規約第17条：処分の対象とする。但し、休会継続による月会費免除等の手続きを事前に行った場合を除く。

やむを得ない事由で納入が遅れる場合は、必ず事務局まで連絡しなければならない。無断や故意での滞納が反復される場合等、行為が悪質であると本クラブが判断した場合は、規約第17条：処分の対象とする。

●第10条：練習の変更/中止

練習の場所や時間の変更は、基本的には以下の事を基準にして、変更・中止を決定・連絡する。

- ①練習日程等はできる限り事前にスタッフが会員に連絡する。

②やむを得ない事象の発生やスタッフが必要と判断した場合、予定の練習日程を変更・中止する
場合がある。

●第11条：休会

休会とは1ヶ月以上続けて本クラブの活動を休止する事を指す。休会する会員は、本クラブの定める『休会手続き』を行わなければならない。休会手続きは、休会届を事務局が受理した時点で該当会員の休会手続きは完了する。但し、納入すべき費用がある場合はその納入後からとする。休会する会員は、休会届を事務局が受理した月の翌月から休会届に記入された期間の月謝が免除される。基本的には、連続2ヶ月を休会最長期間とする。

休会する会員は休会したい月の前月10日までに本クラブの休会申し込みフォームより申し出る。休会中は所定月会費の半額を本クラブに納入し、休会月の翌月より自動的に休会は終了し、所定会費が発生するものとする。

●第12条：退会

退会する場合は本クラブの定める『退会手続き』を行わなければならない。退会手続きはまず退会の旨を事務局まで連絡し、『退会する月の10日まで』に退会届を事務局まで提出しなければならない。退会届を事務局が受理し、費用の清算が完了した時点で退会手続きが完了する。

《注意点》

①退会届の提出が10日を過ぎた場合の退会は翌月扱いとなり、活動に参加しなくても該当月の1ヶ月分の月会費を事務局へ納入しなければならない。

②年会費を納入した会員が退会し、兄弟会員が引き続き在籍する場合は、兄弟割引が適用されている為、改めて在籍会員分の該当する月割の年会費を事務局まで納入しなければならない（規約第7条：会費・費用参照）。

●第13条：継続

本クラブの会員は高学年クラス・ミドルクラス・Jrの6年生、Jr.Y3年生を除き、翌年度も会員資格が継続される。継続を希望しない会員は、退会手続きを取らなければならない（第12条：退会参照）。

●第14条：クラス間移動

クラス間の移動は、会員の意思とスタッフの判断により自由に出来るものとする。

《風紀・罰則》

●第15条：会員の遵守事項

会員は以下の事項について遵守しなければならない。遵守できない場合は規約第17条：処分の対象とする。

□全会員共通

①本クラブ活動中は必ずスタッフの指示に従い、速やかに行動する事。

②練習で使用する用具・備品の設置や収納・グラウンド整備等には必ず積極的に参加する事。

③会員同士は仲良く協力し合い活動に励む事。

④他人を言葉や行動などによって心身ともに傷つけるようなことはしてはならない。

⑤スタッフ批判やチームに対するクレームなどは一切禁止とする。

- ⑥校則や法律に触れるような行為や秩序良俗に反するような行為はしてはならない。
- ⑦器具や用具、備品は大切に扱い、自己の責任において整備・管理・保管をする事。
- ⑧本クラブ及びスポンサーの名誉を傷つけるような行動は一切取ってはならない。

●第16条：会員以外の関係者遵守事項

本クラブの会員及び活動参加者の保護者は以下の事項を遵守しなければならない。遵守できない場合は会員を規約第17条：処分の対象とする。（矢印は規約第17条以外の対応）

会員保護者

- ①会員に本クラブの規約を守らせる事。
- ②会員の活動に対して賛同・協力する事。
- ③本クラブの名誉を傷つけるような行動を取らない事。
→関係者に事情を確認し、事実の場合は会員を規約第17条：処分の対象とする。悪質な場合は該当者に対して法的手段を取る場合がある。
- ④保護者同士でのトラブルを当クラブ内に持ち込まない事。
- ⑤練習・試合を見学する際は当クラブ関係者、審判などを含む当クラブ活動に係る全ての関係者に対して罵声を浴びせたり非難するような発言をしない事。
→警告後に改善されない場合は会員を即刻活動停止とし、規約第17条：処分の対象とする。悪質な場合は該当者に対して法的手段を取る場合がある。
- ⑥練習や試合を見学する際のアルコールの摂取は一切禁止する。
→警告後に改善されない場合は以降の保護者の見学を禁止する。もし無断での見学が発覚した場合は、会員を即刻活動停止とし規約第17条：処分の対象とする。
- ⑦個人で出したゴミは必ず持ち帰る事。
- ⑧当クラブの活動を見学する際は、マナーに十分に配慮する事。

⑨本クラブの運営、並びにスタッフの指導方針等に対しての批判やクレーム等の言動は一切禁止する。

→事実を本人を含む関係者に確認し、事実の場合は規約第17条：処分の対象とする。悪質な場合は該当者に対して法的手段を取る場合がある。

⑩本クラブの活動を妨害しない事。

→悪質な場合は該当者に対して法的手段を取る場合がある。

会員保護者以外

上記①以外は全て同様とする。

●第17条：処分

次の項目に該当する者は、除名及び処分の対象となる。処分とは会場からの退場・一定期間の練習や試合の見学の禁止をいう。除名とは、会員本人及び会員関係者による退会手続き無しで退会させる事をいう。

《処分該当者》

会員

- ①本クラブの規約に反する行為を取った者。
- ②スタッフの指示・指導に従わなかった者。
- ③本クラブの会員として相応しくない言動をとった者。

- ④本クラブの名誉を著しく傷つける言動をとった者。
 - ⑤費用を滞納、又は速やかに支払わない者。
 - ⑥スタッフが本クラブの会員として活動を継続させる事が本クラブに支障をきたすと判断した者。
- 会員以外
- ①本クラブの規約に反する行為を取った者。
 - ②スタッフの指示・注意に従わなかった者。
 - ③本クラブやスタッフに対する批判・クレームなどの言動を取った者。
 - ④本クラブの名誉を著しく傷つける言動を取った者。
 - ⑤本クラブの活動に支障をきたすとスタッフが判断した者。

《傷害保険・その他》

●第18条：事故の補償

入会と同時に『スポーツ傷害保険』に加入するが、発生した事故の補償は次の通りとする。

スポーツ保険で補償されるもの

- ①本クラブ管理下で行われる活動内でスタッフの指示に従った活動中における傷害事故。
- ②本クラブ活動日における会場と自宅との正式な往復経路での傷害事故。

スポーツ傷害保険で補償されないもの（当事者個人負担）

- ①上記①、②以外での事故やスタッフの指示に従わなかったために起こった事故。
- ②使用を認められていない備品や用具を使用して発生した破損・汚損事故。
- ③保護者や見学者に対する事故。
- ④個人備品・用具・貴重品の盗難や破損・汚損事故。

その他の事故

- ①会員及び見学者に起きた傷害や事故について、施設管理者・本クラブ・本クラブスタッフに対し、一切の損害賠償などの請求をしないものとする。
- ②本クラブ会員同士の保護者による送迎などの移動中に発生した事故に関しての処理は、当事者で円滑に解決するものとし、当クラブ関係者に対しての責任は一切問わないものとする。
- ③本クラブのスタッフによる送迎などの移動中に発生した事故に関しての処理は本クラブと当事者で円滑に解決するものとする。

●第20条：所在地

一般社団法人 GRIZE

滋賀県栗東市川辺 220-24

GRAVIS FOOTBALL CLUB 事務局

滋賀県草津市木川町 1230-37

●第21条：規約の改定

本規約の改定（追加・修正・削除）は本クラブ役員及びスタッフにて協議の上で行い、改定後に会員に通知する。改定の時期は問わない。

●第22条：施行

本規約は2023年8月1日より施行する。

